

生徒心得

身だしなみについて

- (1) 服装・頭髪は、質素、清潔、端正を旨とし、華美に流れ、又は粗野、不潔にならぬように心がける。
- (2) 原則とりて、不必要な頭髪の染色、脱色、パーマは禁止とする。また、カラーコンタクト等を含め、化粧は禁止とする。
- (3) 派手な髪飾りや、指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾品は身に着けない。
- (4) 生徒は通学に際し、本校所定の制服を着用する。

① 制服について

制服以外の衣服の着用は認めない。ただし、ジャンパー・コート等の防寒着は、生徒指導部が定める時期において登下校のみ制服の上から着用を認める。

② はきもの

男女とも靴を使用し、色、型ともに華美でないものとする。校内では、所定の上履きを使用する。

③ 所持品、着用品

カバン、その他携行品は質素を旨とし、不必要な大金、貴重品等は所持してはならない。衣服、所持品には必ず記名する。

備考 やむを得ない理由によって、所定の服装以外のものを着用する場合には、担任および学年生指の先生に申し出て異装許可証を受けること。

合格者の手引き記載

服装・はき物・所持品・その他

- ① 通学時、校内においての服装は本校所定の制服を着用する。
- ② 頭髪は清潔に保ち、パーマ、染色、脱色をしてはならない。また、カラーコンタクトを含め、化粧・ネイルは禁止とする。
- ③ 派手な髪飾りや指輪、ピアス、ネックレス等の装飾品は身につけない。
- ④ 服装は下記の規定を守り、本校の先生の指示に従うこと。自分勝手な解釈による服装をしてはならない。これに反する場合は、懲戒指導の対象となる場合がある。